

医政総発0927第3号
平成25年 9月27日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県医政主管部（局）長に通知を発出いたしましたので、貴職におかれても、当該通知の内容について御了知いただき、管下会員に対する周知、協力方お願い申し上げます。



医政総発0927第2号
平成25年 9月27日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルに係る計量単位令の改正について

表記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成25年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）により、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表第6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、法定計量単位として恒久的に使用することが可能となったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等に対する周知方ご配慮願いたい。

事務連絡
平成25年9月26日

厚生労働省医政局総務課長
土生 栄二 殿

厚生労働省医政局経済課長
城 克文 殿

経済産業省産業技術環境局
計量行政室長 高野 芳久

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について（周知依頼）

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）によって、これまで計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）（以下「生体内圧力政令」という。）に基づき、平成25年9月30日を使用期限として法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル（mHg）、水銀柱センチメートル（cmHg）、水銀柱ミリメートル（mmHg）、水柱メートル（mH₂O）、水柱センチメートル（cmH₂O）及び水柱ミリメートル（mmH₂O）の6単位（以下「水銀柱メートル等」という。）が、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、水銀柱メートル等を法定計量単位として恒久的に使用することが可能となります。

つきましては、下記留意事項とあわせて、医療従事者、医療機器関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

○政省令の改正内容

1. 圧力の法定計量単位は、パスカル（Pa）、ニュートン每平方メートル（N/m²）バール（bar）及び気圧（atm）並びにこれらの計量単位に10の整数乗を乗じたものを表す単位【例：ヘクトパスカル（hPa）、ミリバール（mbar）】ですが、生体内の圧力を計量する場合に限り、従来から特殊の計量に用いる法定計量

単位として位置づけられていたトル (Torr)、ミリトル (mTorr) 及びマイクロトル (μ Torr) に水銀柱メートル等が追加される。

(計量単位令の一部を改正する政令)

注) 血圧の特殊の計量に用いる法定計量単位は、従来同様、水銀柱ミリメートル (mmHg) のみです。

2. 上記1. の措置に伴い、生体内圧力政令は廃止される。

(計量単位令の一部を改正する政令附則第2項)

3. 上記1. の措置に伴い、追加された計量単位の標準となるべき記号 (mHg 等6記号) を追加する。

(計量単位規則の一部を改正する省令。平成25年経済産業省令第50号)

別添：平成25年9月26日付け関連政省令官報（写）

(参考) 計量法上の留意事項

1. 非法定計量単位は、取引又は証明に用いることはできません。(計量法第8条)

【例：医療機関が発行する診断書に非法定計量単位である重量キログラム每平方メートル (kgf/m²) や水銀柱インチ (inHg) を用いる場合が考えられます。】

注) 取引又は証明に該当しない場合は、用いることができます。

【例：学術論文など学術研究における単位の使用などが考えられます。】

2. 非法定計量単位による目盛り又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列することはできません。 (計量法第9条)

注1) 輸出すべき計量器は対象外です。

2) 法定計量単位を併記して販売することは可能ですが【例：頭蓋内圧計に Pa と mmHg とを併記】、法定計量単位に非法定計量単位を併記して販売することはできません【例：気道内圧計に Pa と inHg とを併記】。

以上

[別添]

1 平成 25 年 9 月 26 日 木曜日 官 報

(号外第 208 号)

明治三十五年三月三十日
第三回郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔政 令〕

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(二八一)
- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(二八二)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(二八三)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二八四)
- 灾害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二八五)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(二八六)
- 計量単位令の一部を改正する政令(二八七)
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令(二八八)
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八九)

〔条 約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約(二〇)

〔省 令〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(総務・財務三)を改正する省令(財務五四)
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令(同八一)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁八)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件(同九)

〔公 告〕

- ◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(政令第二八二号)(財務省)を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二四年法律第九九号)において、平成二五年一〇月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、一・〇パーセント引き下げるとしたことに伴い、年金の額を一・〇パーセント引き下げるための改正を行うこととした。(第二条関係)
- 2 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)
- 3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

〔告 示〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件(総務・財務二)

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第二八一号)(国土交通省)

1 航空局安全部企画課等の所掌事務を変更することとした。(第一六五条、第一七〇条及び第一七三条関係)

2 気象庁総務部に置くことができる同部の所掌事務の一部を総括整理する職の数を一から二に増加させることとした。(第二三三条関係)

3 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるために置くことができる地方気象台の数を五一から五四に増加させることとした。(第二四一条関係)

本号で公布された法令のあらまし

〔告 示〕

- ◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(政令第二八二号)(財務省)を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二四年法律第九九号)において、平成二五年一〇月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、一・〇パーセント引き下げるとしたことに伴い、年金の額を一・〇パーセント引き下げるための改正を行うこととした。(第二条関係)
- 2 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)
- 3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

官報		(号外第 208 号)	
3	平成 25 年 9 月 26 日 木曜日	七万	トン
(四) 麦芽	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
(四) 乾燥した豆 (ひよこ豆、綠豆及びひら豆以外のもの)	一四〇万四、二〇〇 トン	五万一、八〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
(四) ロウソク	一四〇六、八〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
◇ 計量単位令の一部を改正する政令 (政令第二八七号) (経済産業省)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
1 生体内の圧力を計量する単位として用いられている水銀柱メートル等について、特殊の計量に用いる計量単位に追加し、その定義を定めることとした。(別表第六関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
◇ 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (政令第二八八号) (厚生労働省)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
1 予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。(第一一条～第一三条、第一七条、第二二条、第二四条及び第二六条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
◇ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (政令第二九一号) (厚生労働省)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行なうこととした。(第三条～第五条及び第八条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
◇ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第二八九号) (厚生労働省)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額の改定を行うこととした。(第一八条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
◇ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第二九二号) (内閣官房)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
1 独立行政法人海上災害防止センターを指定公社機関から削除し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四五年法律第一三六号)第四十二条の二三第一項の指定海上防災機関を指定公共機関として追加することとした。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
◇ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニコージーランドとの間の条約 (条約第一〇号) (外務省)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
1 この条約は、経済的及び人的交流等に伴つて発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とニコージーランドとの間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
2 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税に適用する。(第一条及び第二条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
3 この条約は、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上ある。(第三条及び第五条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
4 配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る一定の配当については免除され、その他の配当については一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。(第二〇条～第二二条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
5 不動産、不動産化体株式、一定の破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。(第二三条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
6 一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に對しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
7 一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他のこれに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン
8 遺名組合契約に關連して取得する所得等に対する課税が免除される。(第一七条～第一九条関係)	二一〇万四、二〇〇 トン	八万三、五〇〇 トン	五万七、二〇〇 トン

第三条 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置
第七条の規定の施行前に生じた災害による死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、
該当災害により負傷又は病気にかかるたる住民に対する災害障害賃金の支給及び当該災害により
被害を受けた世帯に対する災害援護費金の貸付けについては、同条の規定による改正後の
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第一条、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定にか
かわらず、なお從前の例による。

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十五年九月二十六日

政令第二百八十六号

六年三月三一日まで」に「五〇〇トントン」を「七〇〇トントン」に改める。
別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一月一日から平成二六年三月三一日まで」に「二〇〇トントン」を「一〇〇トントン」、「五六、六〇〇トントン」を「五七、二〇〇トントン」に「五七、二〇〇トントン」を「五七、二〇〇トントン」に改める。
別表第一一二〇七、一二〇号及び第一一二〇七、二〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一月一日から平成二六年三月三一日まで」に「二八三、八〇〇トントン」を「二五一、八〇〇トントン」に改める。
別表第一一二〇八、一二〇号、第一一二〇八、一二〇号、第一一二〇八、一四〇号、第二一二〇八、一九〇号、第一一二〇八、二〇〇号、第一一二〇八、二〇〇号及び第一一二〇八、一九〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一月一日から平成二六年三月三一日まで」に改める。
この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成十五年九月十六日

政令第百八十七号
内閣は、計量法(平成四年法律第二百五十一号)第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
計量単位令(平成四年政令第三百五十七号)の一部を改正する政令

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

三 百 五 十六 五 六 七 百 二 十 五	ニ ュ ー ト ン の 千 分 の 一	の 百 分 の 一	ル ニ ュ ー ト ン の 九 千 八	ル の 千 分 の 一	ル の 百 分 の 一	ニ ュ ー ト ン の 〇 七 十 五
--	--	-----------------------	--	----------------------------	----------------------------	--

別表第六第十一号中

トル
カル又はニユートン
パスカル
毎平方メートルの七百六十五
分の十万三千三百二十五

卷之三

附錄

2 1
この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。
(計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の廃止)
計量法附則第四条の計量単位等を定める政令(平成上

第二百七十三号)は、廃止する。

